裁判員等経験者との意見交換会議事録

- 1 日時
 - 平成25年12月3日(火)午後2時30分~午後4時40分
- 2 場所
 - 鹿児島地方裁判所大会議室
- 3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者6人(裁判員経験者4人,補充裁判員経験者2人) 鹿児島地方裁判所長 石 井 寛 明(司会) 鹿児島地方裁判所裁判官 安 永 武 央(刑事部部総括判事) 鹿児島地方裁判所裁判官 竹 中 輝 順(刑事部裁判官) 鹿児島地方検察庁検事 松 原 徹 鹿児島県弁護士会所属弁護士 岩 井 作 太

5 議事内容等

別紙のとおり

第1 意見交換会

○司会者

本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の司会進行を担当いたします鹿児島地裁所長の石井です。どうぞよろしくお願いします。

裁判員制度は、平成21年5月にスタートいたしまして既に4年半が経過いたしました。これまでに多くの裁判員、補充裁判員の方々が参加してこられました。この間、国民の皆さんの御理解と御協力を得ることができまして、また、我々法曹の側でも裁判をわかりやすく一般の方々に参加しやすいものとするためにいろいろと工夫を重ねた結果、おおむね順調に運営されてきたというふうに考えております。しかしながら、まだまだ十分でないところもあると思われますし、新しい問題も生まれてきております。裁判員等経験者との意見交換会は、裁判員裁判に参加された皆さんから率直な御意見、御感想を聞かせていただくことにより、今後の裁判員裁判のよりよい運営のための参考にさせていただくという趣旨のもとに開催しております。御出席いただいた皆さんには、裁判員裁判に参加されてお気づきになった点や率直な感想、あるいは裁判が終わってから考えたことなどを遠慮なくお話しいただきたいと思っております。

本日は、少しでも当時の状況を思い出していただきたいと思い、皆さんがお座りになっておられる椅子は、評議室にあった椅子を持ってきております。また、傍聴席にそろえております椅子は、選任手続の際に裁判員候補者の待合室にあった椅子でございます。少しは当時の状況を思い出していただけましたでしょうか。

それでは、意見交換会を始めますが、最初に自己紹介も兼ねてお一人ずつ二、三分程度で、担当された事件の概要ですとか、審理の様子、あるいは裁判員、補充裁判員 を務めてみての感想ですとか、苦労された点、よかったと思う点など、何でも構いま せんので経験者1番の方から順にお話をいただきたいと思います。

○経験者1

事件としましては、スナックでの小競り合いから旅行者と地元の方のけんかが始まり、地元の方が一人傷害で亡くなられたという事件でした。裁判は結構長かったものですから、職場のほうにも迷惑をかけたというのが一番の印象でした。

○司会者

ありがとうございます。では、2番の方お願いします。

○経験者2

私も1番の方と同じ裁判だったんですけれども、具体的な証拠というのが非常に少ない裁判で、約10人の人からお話を聞いて、その中で状況を推認するというような形で、状況を膨らますのに非常に苦労したという裁判じゃなかったかなと記憶しております。実際、その中で補充裁判員という立場で最後まで携わることができたというのは非常にいい経験だったかなと思います。裁判が2週間という長い間だったものですから、職場のことが気になって、職場は近いんですけれども昼食時間とか当日の裁判が終わってからまた職場へ帰ったり、休日に出勤したりして、職場との両立に大変苦労しました。私の職場は裁判員制度の仕組みについて余りよく知らなくて、そういう中で職場にインパクトを与えられたという点ではよかったんじゃないかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。1番の方と2番の方は同じ事件に参加されたということで すね。2週間ほどの比較的長期間に及ぶ事件だったということで、職場のことも気に なられたということですね。ありがとうございます。

では、3番の方お願いします。

○経験者3

私の事件は、少し精神的な病を抱えたお母さんが3人のお子さんと無理心中を図って、子供さん3人は亡くなってしまいお母さんだけが生き残ったという事件で、精神

的な病がどう量刑にかかわってくるかということで精神科の先生が法廷でいろいろお話をされました。そういうことで、私自身も裁判員に選ばれたときに自分自身にできるのかなって率直に思いました。いろんなことを知らないで裁判所に来て、初めて量刑という言葉も知りました。実際にやってみての感想は、裁判官からの説明が凄く適切でわかりやすかったです。それで一般の人にもわかるんだと思いました。また、裁判員になって、これからの人生において考えさせられることが多々あり、学ぶことができました。やはり国民の一人として大切な裁判員制度だということで、もう少し関心を持って新聞などこれからは見ていきたいというふうに思っております。また、チームの皆さんがいろいろ評議した中、スムーズに事が運びましたので、よかったのではないかなと思っております。

○司会者

ありがとうございました。4番の方、お願いします。

○経験者4

事件の内容は3番の方が言われたとおりです。被害者や被告人が自分の住んでいるところから、そう遠くなかったので問題を身近に感じることができました。最初は本当に自分が人を裁く権利があるんだろうかということで非常に悩んで、選ばれたときに事件の内容を見て、それが死刑とかじゃなく、量刑が争点となっている裁判だったので参加していいかなと思って参加しました。結果的には出ていろんな勉強をしてよかったなというふうに感じますけど、やはり心理的な問題、いろんな場面を見せられてちょっとショックもありました。また、事件の内容によっては参加しないほうがよかったかなということもあると思いました。でも、結果的にはいろんな人生の勉強をさせていただいたということで感謝しています。

○司会者

ありがとうございました。3番の方と4番の方は同じ事件に関与されたということですね。では、5番の方お願いします。

○経験者5

私が担当した裁判は、母親が自分の子供である赤ちゃんを殺そうとしたんですけど、結果的には後遺症もなかったということで殺人未遂罪となった事件でした。私も同じぐらいの子供がおりまして、時々、家内も私も育児でストレスもあるということで、やはり他人事には思えず、非常に被告人の感情に入り込んでしまうという事件でした。内容としては、5日間で終わり、事実関係にも特に争いはなかったですし、特に心理的な負担等はありませんでした。ただ、私の職場では、裁判員候補者に選ばれたのは私が初めてのケースでしたので、やはり前もって休暇の申請や会社における休日の対応等、会社と調整するのが非常に苦労いたしました。結果的には会社のほうも裁判員に参加することを応援してくれました。また、終わってみて自分もいい経験ができたと思い、非常に充実した5日間だったと思っております。

○司会者

ありがとうございます。では、6番の方お願いします。

○経験者6

私は、周りに裁判員になった方がいらっしゃらなくて初めは少し心配し、多分私には当たらないだろうと思いつつ来たところ、補充裁判員として携わることになりました。事件は、窃盗と強盗致傷で3日間の裁判でした。やはりいろんなことが初めてで、どうやっていいのかなと考えましたが、だんだん裁判の仕組みとか、いろんなことがわかってきて、自分のためにもすごく勉強になりました。そして、今まで余りそういうことに関して興味がなかったんですけど、いろんなことを関心を持つようになって本当によかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。皆さん、御感想としては、大変だったけれどもいい経験 をしたと、よかったという御感想で大変安心をしたところです。

それでは、続いて法曹関係の御出席者から順次簡単に自己紹介をお願いします。

○裁判官(安永)

鹿児島地方裁判所刑事部裁判官の安永です。

短い方で数か月,長い方で1年ほど経ったこの段階で,御自分が担当された事件について,あるいは裁判員制度そのものについて今どういうことを思われているのかという貴重な御意見をお伺いすることを非常に楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

○裁判官(竹中)

鹿児島地方裁判所刑事部裁判官の竹中です。

振り返ってみられて、どういうところがわかりやすかったのか、わかりにくかったのか、今後それに対してどういうふうに対処していけばいいのかということを考える上で、本当に貴重な意見をいただける場ということで非常に楽しみにしております。 どうぞよろしくお願いします。

○弁護士

鹿児島県弁護士会の弁護士の岩井です。

今日は貴重な機会でいろいろな意見交換をさせていただいて,今後の裁判員裁判の 発展につなげたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○検察官

鹿児島地方検察庁検事の松原です。

私は、この中で申しますと3番、4番、5番さんの事件を担当させていただきましたが、1番さん、2番さん、6番さんの事件も存じ上げておりますので、今後とも参考になるようないろんな忌憚のない御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、いくつかの項目ごとに御意見を伺っていきたいと思います。刑事裁判の 手続というのは起訴状の朗読から始まって、罪状認否があり、冒頭陳述があり、証拠 調べが行われて、最後、論告弁論があって評議から判決と、こういうふうに進むわけ ですけれども、手続順に追いかけてもなかなかわかりにくいところがあろうかと思い ますので、いくつかの項目ごとに御意見を伺いたいと思っております。

まず最初に、検察官、弁護人の訴訟活動についての御感想。例えば、法廷での言葉 遣いですとか、発声の仕方、法廷での振る舞い、その他、何でも構いません。わかり やすかったかどうか、あるいはわかりにくい点があったとすればどういった点か、も っとこういうふうにしてほしかったなど、いろんな御感想があろうかと思います。何 でも構いませんので御意見をいただきたいと思っております。どなたか特に話したい ということはございますか。

○経験者6

一生懸命でよく覚えてないんですけど、そんなに分かりにくかったことはなかった と思います。

○司会者

検察官と弁護人とで少し違ったなというようなところがありますか。検察官はこうだったけど弁護人はこうだったというようなところがございますか。

○経験者6

そうですね。テレビの中じゃなくて本当にこういうふうにするんだというのが強く て、言っている言葉自体あまり記憶に残っていません。

○司会者

ありがとうございました。5番の方はいかがですか。

○経験者5

私は、検察側と弁護側で話し方や配付用の資料で非常に差がありまして、検察側は 非常に話し方もゆっくりでわかりやすく、また、配付された資料も段落分け、あるい は私どもに非常にわかりやすい言葉遣いで書いてありました。特にわかりやすかった のが色分けをしているというところで、1回読んだだけで理解できる内容でした。そ の一方で、弁護側の話し方が非常に早口で、専門的な用語を連発しており、また、配 付用の資料も色分け等がされておらず、あたかも自分のメモのような感じの書き方を されておりましたので、素人にとっては非常にわかりにくく、どうしても検察側の資 料のほうに目と意識が行ってしまうという状況でした。

○司会者

そうすると弁護人側の専門用語というのも、もうひとつわかりにくかったというようなところがあったんですかね。

○経験者5

資料もわかりにくく同時に早口なために、こちらのほうが頭の中で整理したいのに 既に次の話題に行ってしまっているので、理解しようとしてもなかなかそこまで追い つくのが難しい状況でした。

○司会者

ありがとうございました。1番の方と2番の方は同じ傷害致死事件に参加されたわけですが、代表してどちらの方でも結構ですが、どうですかね。検察官の活動、弁護人の活動ということについて、資料とか書類のお話も出ましたし、発言の仕方の話も出ましたけども。

○経験者1

結構、弁護人の方と検察の方が言い合ったというところがありました。証人尋問の途中で、お互いに質問を撤回したりとかありました。また、証人の若い女性がいたんですけど、弁護人の発言で過呼吸になって休廷になったりしましたが、そのとき弁護人の対応がちょっと私たちにとっては何かきつかったねとか、そういうのがありました。

○司会者

ありがとうございました。2番の方、特に補足される点はございますか。

○経験者2

私が感じる中では、検察官の説明の中で非常に言いたいことはわかるんですけれども、今回の裁判に関しては、現場の写真だけじゃなくて動画とか、そういう空間的な部分というのが説明できる部分があればイメージしやすかったんじゃないかなと思います。検察官の方の書類とかそういうのは非常によく作られていたんですけれど

も、そういう画像的な部分というのがちょっとあったほうがいいんじゃないかなという感じはしました。弁護人はやっぱり立場上どうしても争った裁判だったものですから、証人に対して厳しい言葉とかそういうのはあって当然なのかなという部分はあったんですけれども、ただ、女性の証人の表情を見たりとかして、言葉の遣い方についてはもうちょっと考えられたほうがいいんじゃないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。1番の方、2番の方が関与された事件は共謀が争われていたり、暴行と死亡の結果との因果関係に争いがあったり、あるいは正当防衛が弁護人側から主張されていたんですかね。事実関係に相当争いがあったようですので、検察官側と弁護人側の対立が尖鋭化しておったというところがあるのかなというふうには思われますけれどもね。御意見ありがとうございます。

それから、3番の方と4番の方は同じ事件に関与されましたが、検察官、弁護人の 法廷での活動についてはいかがでしょうか。どちらからでも、もし御意見があればお 願いします。

○経験者4

やはり検察から出された資料とか、ものの言い方とかは、威圧的な感じで重みがあってすごいなと思いました。その反面、弁護人の方は本当に優し過ぎるんじゃないかというぐらいで、本当に女性の立場でものがわかってらっしゃるかなというふうに思って、弁護も通り一遍、表面的なものを言っておられるような感じがして、本当に熱が入った弁護かなというふうに感じました。量刑が争点だったのでそこまで争う必要がなかったかもしれないんですけど、弁護人はちょっとそういう経験をもっていらっしゃる女性の方にしてほしかったなというのが感想でした。

○司会者

ありがとうございます。3番の方、何か補足される点がありますか。

○経験者3

検察官と弁護人が法廷で話した内容については私でも理解できました。それぞれ具

体的に説明されまして、経過を報告されましてよくわかりました。また、精神科の医師の話も判断するときにとてもいい材料で参考となりました。量刑だけが検察官、弁護人が違っておりまして、それをまた私たちが評議するという形でしたので、それぞれに知識だけではなく検察官、弁護人の方は人間性の問われる仕事だということをすごく再認識しました。

○司会者

ありがとうございます。3番の方、4番の方の事件は、きょう御出席の松原検察官、 岩井弁護士が担当された事件かなと思いますけれども、今の意見をお聞きになって何 かございますか。

○検察官

担当していただいた事件は、なかなか重たい事件で人が3名亡くなっておられて、しかも、亡くならせたのが自分の母親、被害者にとっての母親ということで、いろいろ悩まれた部分があったのかなというふうに思いました。その中で、後でも出てまいりますけれども、証人として精神科医の方が出てこられましたので、その点でも難しい部分があったんじゃないかなというふうに思っております。

○弁護士

弁護人を担当した岩井と言います。たしかにこの事件は皆が不幸な事件だったのでどこまで厳しく攻めていくか、このところに大変弁護側も迷って、結果的にかなり被害者の遺族の方や被告人に対してかなり心遣いをしながら優しくという方向になってしまったと。そこが確かに優しくいき過ぎたのかなという気持ちもします。ただ、この事件は皆さんが不幸な事件なので、弁護人としてはこれでもよかったのかなと考えているところです。

○司会者

ありがとうございます。今の事件は母親が実のお子さん3人を殺害されたという本当に悲惨な事件だっただけに、それぞれ訴訟活動もやりにくい、難しいところがあったのかなというふうには思うところです。

それでは、続きまして裁判員の方の精神的負担の問題について、少し御意見なり御 感想をお聞かせいただきたいと思います。

裁判員裁判をめぐる最近の問題として、裁判員の方々が裁判に参加されること自体に精神的な負担を感じておられる、あるいは、証拠となった遺体の写真を見て非常にショックを受けたとか、大変重い事件で判断をする上で大変な精神的な負担があったというふうなことが問題になっております。また、裁判所側としてそれを緩和、軽減するためにどのような工夫が考えられるかということも各地の裁判所で議論されておるところです。これらについて少し裁判員経験者の皆さんの御意見をいただきたいと思います。

1番の方、2番の方が参加された傷害致死事件ですけれども、これは共謀とか、暴行と死亡との因果関係が争われているという否認事件で、多数の証人の尋問があったということのようで、多くの人からいろんな話を聞いて事実認定をしていくというタイプの事件でありました。また、職務に従事された期間も約2週間ということで比較的長期にわたっておったようです。こういう長期にわたって難しい事件を判断しないといけないということで相当の御負担があったんだろうなと推察いたしますけれども、その点がどうであったかということをお伺いしたいと思います。併せて、被害者の方の遺体の状態についての人体図のイラストに損傷、傷のあった場所を赤や青で塗ったというものがあった、あるいは、顔面の打撲の跡などのアップの写真があったということも聞いております。こういった証拠をご覧になって精神的な動揺ですとか負担はどのようなものであったでしょうか。また、御負担を感じられたとすれば、その後の日常生活に対する影響がどうであったかというようなことも含めてお聞きしたいと思っております。1番の方、2番の方、いかがでしょうか。1番の方からお願いします。

○経験者1

期間というのは割り切って専念しましたので、そんなに負担とは感じませんでした。判決日が決まっていましたので、その日までで終わるんだというのもあったので

負担は感じませんでした。顔面の跡の写真とかありましたけど、自分としてはそこは 気にはなりませんでした。ただ、気になる方がいるとしたら、そこはイラストとかそ ういうのがありますよと事前の説明をもっと詳しくすればいいかと思います。

○司会者

事前にいつまでに終わりますという時間的なものも決まっておったということと, 証拠写真についても事前にこんなふうな証拠がありますということはある程度説明 を受けておられると,ある程度心構えができ,随分違いがありますかね。ありがとう ございます。2番の方はいかがでしょうか。

○経験者2

まず、精神的負担なんですけども、やはり期間が2週間というのは正直ちょっと長かったかなという気持ちがしました。その2週間というのも、選ばれてすぐに2週間ということがわかったという記憶があるものですから、それだけの期間、職場をどういうふうにして回していくのかというところがちょっと精神的な負担になりました。実際、裁判が終わった後も裁判員裁判に参加した2週間分を取り戻すために、終わった後の2週間ぐらいはちょっと忙しかったなという部分がありました。スケジュール的なことから言えば、選ばれる前ぐらいにこういうスケジュールですよみたいなものがもしわかれば、ある程度いいのかなという気はしました。被害者の御遺体の状態を見た精神的負担についてのことですけれども、私も1番の方と同じように、そんなに精神的負担は受けなかったです。今回の裁判の場合、逆に証拠がはっきりとしない分、できるだけ詳しい写真とか、そういうものを見たほうが頭の中を整理できるんじゃないかなと思いました。

○司会者

判断の中身も争われていて、有罪か無罪かというところで難しい判断があったのかなとも思いますけども、そのあたりの御負担はいかがでしょうかね。

○経験者2

8か所ぐらい傷があるのに、供述しているのは1発しか打っていないということ

で、そこら辺の推認の負担というのは、正直最後の最後まで、本当に被告人が犯人な んだろうかというのは、一抹の不安というのはずっとつきまとっていた裁判だったと 思います。

○司会者

それはやっぱり精神的負担としてその後も引きずっていますか,それとも,そこまではいかないということでしょうか。

○経験者2

最終的には被告人の量刑が出た後の表情とか、そういうのも納得しているんじゃないかなというように見受けられもしましたので、その裁判が終わった後までは私なりにはそんなに引きずらなかったです。

○司会者

そうですか。ありがとうございます。

それから、3番の方、4番の方の事件については先ほど申し上げたような悲惨な事件で、3人殺害されているということで恐らく事件に関与される当初から量刑がどのぐらいになるんだろうか、相当重い刑になるんだろうなという推察をされたんだろうと思います。また、現実にも懲役23年の重い刑が宣告されておるわけですけれども、こういった事件の重みということからする御負担というのはいかがだったかということをお伺いしたいのと、やはりこちらについても被害者の遺体の写真をごらんになったかと思いますけれども、そのことによる精神的な動揺とか、御負担がどうであったかということもお伺いしたいと思いますが、3番の方からいかがでしょうか。

○経験者3

御遺体を写真で見たときにはすごいショックでした。かわいい将来のあるお子さんでしたので、それも母親の手によるものでショックでした。許される事件ではないなというふうに強く感じました。評議室に帰りまして裁判長のほうからフォローがありましたのでとても助かりました。また、お茶とか飲んで少し気分転換をし、いろいろフォローがありましたので、自分自身の精神的な不安は取り除くことができました。

それから、量刑を決めるまでは9名の人で同じ課題に向かってカンファレンスしま して集中して考え、検討して結果を出せたので心理的な負担は考えていたほどありま せんでした。そして、その後の日常生活にも特に支障はありませんでした。

○司会者

ありがとうございます。今、裁判長のフォローがあったとおっしゃいましたが、具体的にはどんなふうなことで安心感が持てましたか。

○経験者3

写真を見てすごく涙が出たんです。そうしたら我慢することはないですよということを言われ、お茶を飲んだら自分の感情を落ち着かせることができました。法廷では そんなに感情を出せないんですけど、評議室に戻ってからは大分落ちつきました。

遺体とか見て、それも母親が手にかけているわけですので、すごいショックを受けました。でも、そういうすごく大切なフォローがありましたので助かりました。

○司会者

ありがとうございます。4番の方いかがですか。

○経験者4

量刑に関しては、本当に罪が重いので被告人もたくさん受けても仕方がないかなというふうに感じたと思うので、死刑以外だったらそんなに私自身も負担というふうには思わなかったです。その写真を見たときに、子供がうっ血して死んでいる様子とか、お母さん助けて、痛いとか、ぎゅっと手を握ったとか、そういうのを聞かされたときに、自分自身も子供がいますので本当にショックで、帰ってからも眠れませんでした。また、その後も1か月ぐらいはその言葉がフラッシュバックとか、映像が出てきて、夜もそういう場面がちらついて大変でした。裁判のときに夫にも怒ったりしていたので、本当に精神的に負担を感じているなと思いました。でも、写真がないとお母さんのやったことは本当にひどかったということは実感できなかったし、それまではお母さんの心理的なことに肩入れしてしまってそういうこともあるかなと思ってたんですけど、写真とか殺し方とかを見たときにやはり刑は重いなということで、悲惨でし

たけど写真があることは必要かなとは思いました。

○司会者

今,写真の必要性という話に言及されたんですけども,写真を見たほうがよかった ということですかね。あるのとないのと,それを見るのと見ないのとでやっぱり量刑 に違いが出てきたかもしれないというふうなことがありますか。

○経験者4

私も写真を見てちょっと重くしたほうがいいなと思いました。見ないでいいですよ と言われたのですが、見たばかりに何か月かちょっとつらい思いをしました。

○司会者

精神的な部分では、現在はもう大丈夫ですか。

○経験者4

はい。時々子供を見たりすると、あの子はあの3人と同じぐらいかなとか、やっぱ り思い出します。

○司会者

3番の方は写真を見ることの必要性、見なくてもいいんじゃないかとか、あるいは 見ないとやっぱり量刑を自信を持って決められないとか、あるいは見るのと見ないの とで量刑に違いが出てくるかどうか、そのあたりについては御意見いかがですか。

○経験者3

写真を見たときにはとてもショックでしたけど、やはり現実ですので写真はあった ほうが私たちにはわかりやすいと思いました。いろいろ精神的なショックはありまし たけども、事実ですのでお母さんが許されることではないということを写真を見て強 く思いました。

○司会者

ありがとうございます。ちょっと戻りますが、1番、2番の方は写真を見るのと見ないのとで刑に差が出てきたんじゃないかとか、それは見なくてもよかったんじゃないのとか、御意見ありますか。

○経験者1

因果関係の問題で、どっちから殴って、どっちがくも膜下になって亡くなられたか というのがあって、因果関係の判定をするためには見た方がよかったと思います。

○経験者2

私も因果関係とか、その辺がはっきりとしない事件だったもんですからあったほうがよかったし、もう少し欲しかったなという部分もありました。自分だったらここの 写真も欲しいけどなという部分もありました。

○司会者

ありがとうございます。精神的負担の関係で法曹関係の方から何か御質問があれば お願いします。

○裁判官(安永)

4番の方に質問させていただきたいんですが、先ほどやっぱりすごくショックな写真をごらんになって、場合によっては被告人が話す内容も重なってその場面があたかも自分が見たようにフラッシュバックをしてしまったり、あるいは御自分の感情のコントロールがうまくいかなくて御主人に当たってしまったりしたということをお伺いして、恐らくそういう精神的負担、きついことに遭われるとそういうきつかった場面をフラッシュバックして思い出したり、あるいはついいらいらしてしまうということは、多分当たり前の反応だろうとは思うんですが、こういう反応は自然と時間によって解決していったのか、それとも何か御自分で工夫されたり、あるいは裁判所のほうからメンタルヘルスケアサポート、電話をいつでもいいですよというようなものをお配りしていますが、それを活用されたのかとか、一番辛かった時期がだんだん薄らいでいったのは時間なのか、それともほかの何かをされたのかについて教えてください。

○経験者4

時間が薬だと思います。そして、余り考えないようにすることと、子供がかわいそうというのは時々思いますけど、もう本人がしてしまったことなのでということで割

り切って考えるようにしました。裁判所からのサポートは利用しませんでした。

○裁判官(安永)

裁判所から説明しているメンタルヘルスケアサポートを特に利用しなかったとい うのは、何か利用しにくいと思わせる何かがありましたか。それとも、そこまでは必 要ないと思われたのでしょうか。

○経験者4

相談しても何かまた面倒くさいかなと思って, 忘れることしか方法はないかなということでそうしました。

○司会者

ありがとうございます。ほかにこの関係で御質問はございますか。検察官,弁護人, よろしいですか。

それでは、続きまして証拠調べの点で少し御意見をいただきたいと思います。いろいろ証人尋問があったり、被告人に対する質問があったり、中には捜査段階でつくられた供述調書を朗読するという場面もあったかと思いますけれども、そういった質問の内容ですとか、あるいは証言、供述の内容、法廷で聞いておられてわかりやすかったでしょうか。また、そこでちゃんと量刑を決める、あるいは事実を認定するに当たって、法廷でしっかりそういう意味で供述内容を理解できたかという点について少しお伺いしたいと思います。

6番の方が参加された強盗致傷の事件で、事実自体は争いがなかったかと思いますけれども、被害者の証人尋問が法廷で行われたかと思います。被害者に対する検察官、弁護人の質問の内容ですとか、あるいは被害者の方の証言の内容について、その場で十分にわかったかどうか、あるいは内容について何か問題がなかったかというようなことについて、御意見、御感想がありましたらお伺いしたいんですが。

○経験者6

わかりにくいというようなことはなかったんですが,やはり声を詰まらせて被害者 の方が述べられたときには,やはり大変だったんだなというのを感じました。

○司会者

独り暮らしの女性被害者のところへナイフを持って被告人が押し入ったという事 案ですね。

○経験者6

そうですね。引っ越しの挨拶で開けてくださいということで、安心されて玄関を開けたら入られたんです。最初はそういう気持ちだったから何とも思われなかったんでしょうけれども、お金を出せと言われたときには怖かったということを言われました。聞いていてそういうふうに思っただけで、わかりにくかったとかそういうのはありませんでした。

○司会者

そうですか。特に検察官,弁護人の質問で不適切なものがあったとか,そんなふうな印象をお持ちではないですね。

○経験者6

ないです。

○司会者

被害者に直接法廷で聞いてみてよかったなという印象ですか。というのは、恐らく あの事件ですと裁判員裁判が導入される前、裁判官だけでやっていた時代ですと、場 合によっては被害者を法廷に証人で呼ぶことまではせずに捜査段階の調書を証拠調 べするだけで終わるケースかなとも思われるんですけども、そのあたりいかがですか ね。

○経験者6

そうですね。本人にはすごく負担だったかなと思いますから,ちょっとよくわかり ません。

○司会者

わざわざ法廷にまで呼ばなくてもよかったんじゃないかという御意見でしょうか。 〇裁判官(竹中) 先ほど調書と、被害者からお話を聞くというものの比較も少しあったんですけど、どうでしょう。例えば、あの事件で被害者本人ではなくて、書面が朗読されたというのをイメージされたときに、6番さん自身は、事件のイメージをどちらのほうがつくりやすかったでしょうか。調書を朗読されても自分なりにつくれたかなと判断されるのか、やはり証言を聞いたほうがイメージしやすかった、もしくは実際に被害者の話を聞いてこんなんだったんだというような、よりイメージが鮮明につくれたのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○経験者6

そうですね。朗読されるのを聞くだけよりも本人が言われるとやっぱり大変さとか がわかりますから、後から考えるときには判断の材料にはなるかと思います。

○司会者

法廷で涙ぐんだり、ちょっと声を詰まらせたりということになると、少しは刑に影響してくるかなというようなところもありますか。

○経験者6

それを見ると被害者の側に立ってしまう自分もありますが、後に評議に入ったとき、裁判官からレフェリーの立場だよと言われたときには、そうなんだと改めたところでした。

○司会者

ありがとうございます。それから3番,4番の方が担当された事件と5番の方が担当された殺人未遂の事件のいずれも,お母さんが加害者でお子さんが被害者ということで,被告人の精神状態が問題になって,鑑定をされたお医者さんの証人尋問が法廷で実施された事件のようですね。お医者さんというのはどうしてもいろいろ専門用語が出てきますし、また、特に精神鑑定の話になると普通の病気とは違う、ふだん我々が聞きなれないような用語が余計に出てくるんじゃないかと思われますけれども、5番の方はその点、証人尋問をお聞きになってのわかりやすさとか、検察官、弁護人の質問の仕方ですとか、何かお気づきのところがあればお話しいただけますか。

○経験者5

まず、精神科医の先生の御説明に関しては、非常に内容としては難しいことでしたが、図などを用いており、時間をかければ理解のできるような内容で、どちらかというとわかりやすい内容でした。ただ、この精神科医の方の御説明の中で、なぜ刑事責任を問えないという選択がないのかというところが、どちらかというとわかりにくかったのかなという気はしました。

○司会者

お医者さんの判断過程がもう一つ理解できなかったということですか。

○経験者5

結局、刑事責任を問えるか、問えないかという部分の、いわゆるボーダーラインのようなところがはっきりわかりませんので、この事件の場合はそのボーダーラインに対してどのぐらいのところにあるのかというのがなかなか理解しにくいところでした。

○司会者

なるほど。そこは法的な責任能力の判断の問題と医師による精神状態に関する鑑定 のレベルの問題との両方の兼ね合いの問題もあるかと思いますが、裁判官からはどう ですか。

○裁判官(安永)

この事件では、そもそも検察官も弁護人も被告人が無罪であるとか、いわゆる責任能力が問題になるような事件ではないという点について検察官、弁護人において争いがありませんでした。ただ、何で被告人がこういう犯罪に及んでしまったのかというところには多少は精神的なものが、精神的な病が影響しているということがあったので、それを精神科医に説明していただきましょうというそういう程度の意味合いだったんですね。5番の方がおっしゃったように、気になる方はそこまで気にされるんだなというのがわかりましたので、場合によっては、これからはもしそういう事件であれば、裁判所のほうから裁判員の方に対して、責任能力は問題になっていませんとい

うあたりは説明していかなくてはいけないというふうに改めて考えさせていただきました。どうもありがとうございます。

○司会者

5番の方,よろしいですか。有罪だということは検察官,弁護人の間で争いがない。 ただ,量刑にも影響するというところで精神状態をお医者さんに判定してもらったと いうところのようですけども。

○裁判官(竹中)

我々が準備をしている段階では、彼女の思考の難しさというか、そういう心理状態にスポットを当てた尋問をしていただきたいという形でお願いしていたところなので、正直なことを言うとやっぱり責任能力があるという判断についての焦点を当てた、そういうような尋問は必ずしも想定をしていなかったのではないかなと思います。ただ、考えてみると確かに、そこについても一言ふれてもらうような尋問も場合によってはあり得るのかなと感じた次第です。

○検察官

私が質問させていただいた立場なので、どういうことを考えたのかというのを御説明させていただこうかなと思います。

確かに、今裁判官お二人が言われたとおり責任能力は問題になっていない事件で、 そこが争点にはなっておりませんでしたので質問から省かせていただきました。逆に 質問することによって混乱してしまう部分があるのではないかというふうに危惧し たのも事実でございます。ただ、今おっしゃいましたとおり確かにそこら辺について 何らかの言及があってもよかったんじゃないかと考えております。

○司会者

ありがとうございました。精神鑑定の話で言いますと3番の方,4番の方が参加された事件についても、やはり被告人の精神状態が問題になって、精神科のお医者さんの証人尋問が行われているようですし、プレゼンの資料も法廷で示されたりというのはしたんだろうと思いますけれども、わかりやすさ、内容の理解度という点では、3

番の方、4番の方、いかがだったでしょうか。

○経験者4

精神疾患がどういうものかということとかを詳しく教えていただき勉強にはなったという印象を受けました。ただ、それが事件の量刑にどう関係するかというと中程度で余り関係ない、そういう病があったということはわかりますけど、それは刑に余り響かなかったかなと思いました。でも、とても勉強になりました。

○司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

○経験者3

精神科の先生が法廷で話されたのは、すごく参考になりました。精神疾患の程度は中程度ということで、判断力が全部失われているわけではないと言われまして、やはりお母さんとして大事なお子さんを手にかけたということは、私は判断能力はそこにあったのかなと思いまして、量刑もいろいろみんなで話をして決めました。本当に大事な将来のある子供さん3人の命ですので、それも母親ですので、その辺また判断能力は著しく失われていなかったという先生の意見もありまして参考にさせてもらいました。

○司会者

そうすると、お医者さんの証言内容と判断の結果については十分に理解ができたと お聞きしてよろしいですか。

○経験者3

十分かどうかはわかりませんが、私なりに理解はして量刑に臨んだつもりです。

○司会者

ありがとうございました。一方、1番の方、2番の方の傷害致死の事件については、6日間にわたって関係者11人、合計で約20時間に及ぶ尋問が行われたということのようですし、ほかに関係者3人の供述調書の朗読もお聞きになったと聞いております。いきなりこういった事件に関与されて、集中力を維持して中身をしっかり聞き取

るというところで問題がなかったかどうかということをお聞きしたいのと,こちらは 司法解剖が行われて法医学の医師の証人尋問が行われたようですけれども,こっちも いろんな専門的な用語が出てきたりしたんではないかと思われます。そのあたりのわ かりやすさという点はどうであったかということについて御意見を伺いたいと思い ます。1番の方はいかがですか。

○経験者1

裁判は事件が発生してから1年以上もたっていましたので、証人が11人もいまして、話されることが全員が全員一致していないところがありました。誰が何を言ったかということを評議室でホワイトボードでまとめて書いたので、そこは毎朝見たりとか夕方見たりして、みんなで確認し合って追っていきました。ただ、11人というのは確かに多過ぎてこんがらがってしまいました。

あと、司法解剖につきましては、やっぱり因果関係がありましたので、本人の供述のとおり殴られた箇所と、その反対側に障害が出てくも膜下になったという供述がちゃんとそれに合っていましたので、先生の鑑定は確かに必要だと思いました。

○司会者

そうすると、お医者さんの証言については特にわかりにくいという点は感じなかっ たということですね。

○経験者2

正直, 11人の方の話を聞いて, その後また3名の供述調書の朗読でしたので, 情報量がすごく多く, そこを整理整頓するところが非常に自分なりにも集中力を果たして保っていたかなというところは疑問でした。しかし, そこのフォローがすばらしかったなと思うのは, 午前中に一人の方の話を聞いて, すぐその話の後に裁判官とホワイトボードで整理しながら, 最終的に11人にもなると誰がどんな話をしたのかというところがわからなくなってくると, 顔写真とかも貼っていただいて, ある程度思い起こすというところの部分にも工夫していただいて, その点は非常にありがたかったなという気がします。ただ, 正直人数が多過ぎるなという, もうちょっと集約できな

いのかなという部分がありました。一つの事項に関して、証人の言い回しとか、覚えていらっしゃることが曖昧とか、そういうところを整理するのが非常に時間がかかったなと思います。

あと、司法解剖の先生の証人尋問ですけれども、先生の説明も上手だったのか、素人にもわかるような説明をしていただいて、それが最終的に判断の材料になったんじゃないかなと思っております。ただ、写真とかそういうのはもうちょっと欲しかったなというのが正直なところでした。

○司会者

長期にわたって関係者が多い事件は、やはり裁判所の工夫というか、役割、きっちり整理するということが大事だということになりますかね。ありがとうございました。

証拠調べの点について、法曹関係の方のほうから何か御質問などございますか。

○裁判官(竹中)

先ほど写真があればというお話でしたけれども, その写真というのはどういうものですか。

○経験者2

被害者の方の写真という意味です。その前の写真というのは、最終的に11人の方の整理をすると、名前だけではどういう方がどういう話をされたかというのがイメージがわかないから、後から証言された方の写真を貼っていただいてという形で整理していただいたんですけど。

○司会者

最初の段階では関係者の写真なり、似顔絵なり、何か頭にすっと入ってくるような ものがあって、その関係がわかるとかいうふうな工夫があればよかったということで すか。

○経験者2

そこまで最初からあればなおよかったかなとは思いますけど、正直、11人で、も

う日数がたってくると最初の証人の方の顔も思い出せないような状況になってくる もんですから、最初から顔とかイラストとかそういうのがあれば、なおよかったのか なとは思います。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、続いて裁判所における評議についての御感想、御意見をいただきたいと思います。評議と一口で言っても1番の方、2番の方については、特に事実認定の点にも争いがあったので、有罪か無罪かについての評議もあったことと思いますし、有罪と決まった後の量刑の評議が引き続いてあったのだろうと思います。一方、3番、4番、5番、6番の方については、事実認定は基本的に争いがなかったということで専ら量刑についての評議ということになったかと思います。おそらく最初に裁判官のほうから評議の進め方、こういう点についてこういう観点から評議を行いますよという説明があったんだろうと思います。裁判官の説明についてわかりやすかったかどうか、また、その後の評議の進め方、裁判所側の整理の仕方ですとか、あるいは発言する側として自由に御自分の意見を述べられたかどうか、そういう雰囲気であったかどうかということも含めて、御意見、御感想をいただきたいと思います。6番の方から順によろしいですか。

○経験者6

そういうのを決めるときに私たちが最初に思うのは、刃物を持って侵入すること自体悪いこと、最初からどっちかと言うと被害者側についていたような気がするんですよ。そのときに、裁判官の方から私達はサッカーのレフェリーですと。同じペナルティーをするのに、こっちの人は最初からやろうと思っていたその人と、こっちの人と、この人は故意でしたのと同じあれなんだけど、こっちの人をレッドカードにしますかと、こっちはイエローカードにしますかと言われたときになるほどって、そういう立場でものを考えてしなきゃいけないのかなって思いました。すごく説明的によかったかなと思います。

○司会者

今のお話は、裁判官の側から裁判員はサッカーで言うとレフェリーですよという話があって、例えばサッカーの選手が最初から相手の選手を押し倒してやろうと思って行って押し倒した場合と、そこでもつれていて、つい押し倒しちゃったというふうな場合とで違うでしょと、そんなふうな説明だったということですかね。

○経験者6

そうです。それで被害者側から考えるんじゃないんで、被告人のほうを考えるため にはどうするかなということを考える材料にはなりました。

○司会者

今の説明は非常にわかりやすかったということでよろしいですか。評議の雰囲気はどうですか。どんなふうに評議が進んだのか。例えばメモを書いて出したとか、一人ずつ順番に意見を発表していったとか、結構自由にものが言えたとか、誰か大きな声を出す人がいてそちらに引きずられてしまったとか、いろんなことがあろうかと思いますが。

○経験者6

それはなかったです。青いメモ用紙とピンクのメモ用紙に、これはいい、これはよくなかったというのを一人一人書いて貼って、それをみんなで協議しましたし、その中で意見も出ましたから、特にしにくかったということはなかったです。

○司会者

最初に色分けされたメモ紙があって、それに皆さんが被告人に有利な事情と不利な 事情を色分けされたものに書き分けて、それをホワイトボードに貼り出して議論して いったということですか。

○経験者6

そうした方法はとてもやりやすかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。5番の方はいかがでしょうか。

○経験者5

評議につきましては、裁判官の方が非常にわかりやすく私たち素人の立場に立って進めていただきましたので、納得のいく判決まで行くことができましたが、一つわかりにくかったところは、やはり結果として懲役3年、執行猶予4年だったんですが、懲役の決め方についてはわかるんですけど、執行猶予の期間というのが素人にわかりにくくて、なぜ4年なのか、なぜ5年じゃないのか。自分なりの根拠というのがよくわからず、どちらかというと裁判官の方に便乗させてもらったというほうが強いのかなと、非常に難しいなと思いました。執行猶予の期間を決定する根拠というのがわかりませんでした。

○司会者

今のお話は、母親の実の子に対する殺人未遂の事件なんで、まずは執行猶予をつけるかどうかというところの判断が難しいかなと思いますけど、そこは執行猶予をつけるという方向になって、だけども猶予の期間が3年なのか、4年なのか、5年なのかというあたりが余りよくわからなかったということですかね。何かいろんな説明があったんですか。

○経験者5

その御説明は十分いただきました。

○司会者

ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

○経験者4

裁判をしていく上で非常に話しやすくしていただいて、私たち素人でも物が自由に言えるような雰囲気をつくってくださって本当によかったと思います。ただ、意見を述べ合うために被告人の有利な事情、不利な事情を書いたメモをつくるときに、それが重大なことだと余り認識しないで思いつくまま書いてしまって、時間も限られていたので十分考えないで書いてしまい、説明と時間がもう少しあったらよかったかなとは思いました。

それから、子供を3人殺せばどのぐらいの刑とかいう法的なこともわかりませんし、また、無理心中で恨みではないというような情状酌量もあるので、一体何年にしたらいいのかというのが全くわからなかったです。多分最初、検事側と弁護人側も量刑については言われてなかったと思うんですけど、後で法律事項の説明ということで大体どれぐらいですよということで説明があり、大体決まっているんだなと知って、情状酌量が何年かぐらいかなというふうに思ったのでほっとした部分もありました。

ありがとうございます。メモに書いて貼り出すというのは、最初はやっぱり気楽に 余り深く考えずにとりあえず書いて御自分の意見を発表してもらうということが、裁 判員裁判の趣旨に添うということでいいのかもしれませんけど、貼り出す側からする ともう少し教えてもらっておけばもっとしっかり考えたのにということですかね。3 番の方はいかがでしょうか。

○経験者3

○司会者

環境はとてもいいと思いました。話しやすい、とても何でも言える環境をつくって もらってありがたかったです。

それと、先ほどから言われているように自分の思いを全部紙に書いて量刑が軽くなる、重くなる、それをそれぞれの紙に書いてホワイトボードに貼り出して、そして、もう一回みんなで検討するという評議の仕方はとても効果があるというふうに思いました。そしてまた、裁判官、裁判長の方々も何でもわからないことは質問したら教えてもらって、いい雰囲気の中でスムーズに話ができたような気がします。私自身、裁判所は何か怖いところかなと思っていたけど、そうでもなくて優しい方がいましたのでとても助かりました。

○司会者

ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。

○経験者2

量刑の評議につきましては、非常に裁判官の方の説明もわかりやすかったですし、

その決め方とかそういうのについても本当に最終的には自分も納得したというよう な部分もあったんです。最終的にみんな納得するような形で決められたのはよかった のかなと思いました。

○司会者

事実認定の点は、さっきから推認という話も出ていてなかなか難しい判断もあった かと思いますけれども、そのあたりも皆さん御意見は自由に述べられて、言いたいこ とは言った上で結論が決まったというところでしょうか。

○経験者2

はい。自分も補充裁判員だったんですけれども、補充裁判員まで含めてそこら辺の 意見は十分に言えて、それぞれの判断で量刑のほうもそれぞれの立場で参加できまし たのでよかったと思います。

○司会者

ありがとうございます。1番の方いかがでしょうか。

○経験者1

評議につきましては、証人の方々の発言したことを皆さんで書いていって共通点を まとめて、だからこれは信憑性があるなとか、そういうことで事実認定しました。

○司会者

ありがとうございました。評議の関係で裁判官,あるいはほかの法曹関係者の方, 御質問等はありますか。よろしいですか。

それでは、最後に裁判員制度全般に関する御意見等ということで、これまでお伺いした中で言い足りなかったというところがあれば御発言いただきたいと思いますし、あるいは、これから裁判員になられる方へのメッセージ、アドバイスなど、あるいは我々法曹関係者に対する要望なり、クレームなり、何でも構いませんので、1番の方から順にお願いします。

○経験者1

十何日間だったんですけども、日本の裁判は長いと言われて、裁判員裁判の中でも

この事件は長いというふうに言われているんですけど短いかなと思いました。もうちょっとゆっくり審議をしたら、また頭の中がすっきりするんじゃないかなとは思いました。あとは、職場のほうなんですけど、裁判員制度が余り浸透していないような気がしまして、自分たちは今アピールしているんですけども、やはりその辺が浸透していないかなと思います。

○司会者

期間を短くして急ぎ過ぎて、理解するのに少し追いついていかないところがあったということが一つと、やはり長く休んで裁判に参加するということについてはまだ職場のほうの理解が必ずしも十分ではないということですね。ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

○経験者2

裁判に入ってからのタイムスケジュールはそんなに長くはないかなとは思ったんですけれども、ただ、タイムスケジュールをもう少し早く、裁判員候補者に選ばれた段階ぐらいでわかればまだいいのかなという気がしました。それと、本当に1番の方がおっしゃったように、裁判員制度って結構浸透していないのかなというのが正直なところで、裁判員に選ばれた方の職場とか、あるいは家族に対してアピールできるようなパンフレットとか、そういうのを準備できればまだいいのかなという気がしました。それが裁判員制度を浸透させるアピール材料になるんじゃないかなという気がしました。特に、私が聞いた話では選ばれること自体非常に確率的にはまれだということを聞いたものですから。

○司会者

そうですね。ありがとうございます。裁判員制度導入時は職場へも訪問したりして 広報活動も熱心にやっていたんですが、少し制度も定着したというところで裁判所側 もその辺がややおろそかになっているところがあるのかなと反省した次第です。3番 の方はいかがでしょうか。

○経験者3

私たちみたいに離島から出てくる人は、やはり経済的な負担とか、日数とか、その辺がとても大変だと思いました。ほかの方にも聞いたんですけど、ちゃんと交通費等、諸々の経費はいただきはするんですけど、1週間、10日後になりますので、自分たちで立て替えておくというのが皆さん大変です。ある程度交通費もかかっていますので、その辺を考慮していただければありがたいなというふうに思った次第でございます。

○司会者

ありがとうございます。4番の方いかがでしょうか。

○経験者4

先ほど言いましたように、自分で人を裁くことはしたくないという精神的なものがありました。事件の内容も大変ですけど死刑とかそういうものがなかったので一応お受けしましたけど、それが暴力がひどいものとか、あと不道徳なことがいっぱい出てくることとか、また自分で思っていなくても死刑になるってそういうものがあった場合に精神的負担がありますので、辞退する理由の中に精神的に私は耐えられませんという人たちも遠慮なく言えるような環境、そういうものもあってほしいなと思います。そうしたら気楽にできるできないを言えるけど、ぜひそういうものを考慮していただきたいと思いました。そして、裁判員制度はやっぱり今までわからなかったんですけど、裁判のやり方とか、人の人生とかそういうものを垣間見て勉強になりましたので出てよかったとは思っています。

○司会者

ありがとうございます。5番の方はいかがでしょうか。

○経験者5

私が担当した事件というのは、やはり自分の幼い赤ちゃんに手をかけたという事件でしたので、私の希望としてはやはり20代、30代の若い世代の裁判員というのが積極的に出てきてもいいのかなと思いました。実際に選ばれる初日のときにかなりの数の若い方がいらっしゃったんですけど、結果的には女性に関しては子育てが一段落

した世代の方が中心,男性もどちらかというと年配の方が多かったんです。どうしても小さい子供がいる女性の方というのは裁判員裁判に出にくい,あるいは出られない事情がかなり多いと思うので,裁判所のほうで,例えば責任を持って託児をするとか,そのようなシステムがもうちょっと充実していれば若い世代の方も今後積極的に出て来られるんじゃないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。では、6番の方お願いします。

○経験者6

めったに当たらないのに、今年はいっぱい当たってしまって、本当に辞退する理由の中に全部当てはまらなくて集合の日に集まったんですけど、そのときも辞退する理由がなくて最後まで残ってしまって受けたというのが事実なんです。本当に何もわからないままでしましたけども、裁判のこととかいろんなことを勉強するきっかけにはなったと思います。今聞いて殺人とかそういう長いのはすごく大変だったろうなと思います。私は本当に軽い気持ちとは言ったらいけないけどそういうのだったから本当に勉強の場だと思いました。

○司会者

ありがとうございました。今の御意見の中で精神的負担と辞退の問題とか, それから託児施設等の問題がありましたが, 裁判所側から何か御意見はありますか。

○裁判官(安永)

精神的負担の問題に関しては、特に3番、4番の方が御経験されたような、裁判員裁判の中でも証拠関係などで重い精神的負担が出るだろうなというような事件につきましては、今後は候補者の方に裁判所に来てもらった際に、そういう証拠もありますと、だから精神的に辛い人、辛くなるかもしれないなという方は申し出てくださいということで、そういう申し出があった方に対しては裁判所とその方と個別にお話をさせていただいて、実際、裁判員に選ばれるのか、精神的に非常につらいということを理由にする辞退も認められるものですから、そういうことでやっていきたいなとい

うふうに思っています。どうも貴重な御意見をありがとうございました。

ただ、託児所の関係は、なかなかこれはお金のかかる問題でもあって、御紹介することはあるんですが、実際、裁判所が責任を持ってというところまではできていませんし、恐らく今後の課題なんだろうなとは思っています。貴重な御意見をありがとうございました。

○司会者

本日は本当に貴重な御意見を聞かせていただきましてありがとうございました。裁判員制度、これからまだまだ続いてまいります。私どもも今日の御意見を参考にさせていただきながら、更に改善を重ねてより一層の定着を目指していきたいと思っておりますので、どうぞ皆様も引き続き御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

第2 報道機関からの質疑応答

○司会者

それでは、まず幹事社の方から代表して質問をお願いします。

○幹事社

裁判員経験者の方, 意見交換会お疲れさまでした。もう少しお話をお聞かせください。よろしくお願いします。

率直な感想としては、おおむねわかりやすくていい経験だったということだったと 思うんですが、特に改善すべき点というのが何点か出ましたけども、この点は特にと いうのがあればそれぞれ教えてください。1番の方からお願いします。

○経験者1

私たちは金曜日の午後からの選任で月曜日からだったんですけども、選任されてから裁判が始まるまでの間で、心の準備や仕事の準備とかがあるので、その間をもうちょっと時間を設けてもらったらいいと思います。

○経験者2

改善する点は、先ほども言いましたけれども職場とか家族のほうへのパンフレットとかあれば、まだ浸透しやすいのかなと。職場の手続の問題なども、職場でも初めての事例だったもんですからマニュアルもなくて、そういう意味ではちょっと職場も戸惑っていた様子だったものですから、それをお願いしたいなと思います。

○経験者3

先ほどもありましたように、選任されてから仕事が終わるまでどのぐらいかかるのか、その日数がわかれば大体心づもりをして離島から出てくることもでき、またホテルも取れるなというふうに思いました。事件を知るのはその当日でよろしいんですけど、大体の目安でどのぐらいの日数がかかるのか、その辺を前もって教えていただければありがたいなというふうに思いました。離島から出てきますので、いろいろ農作業の準備、植えつけとかそういう段取りもありますので。

○経験者4

候補に選ばれたときに、精神的にしたくないなと思っても辞退する理由がなかった ということで、諦めて出ることになりましたけど、先ほど言いましたように、心理的 なもの、精神的なもので辞退することはできるということもしていただけたらという ことです。

○経験者5

私の場合は先ほど申しましたけど、やはり若い世代の裁判員に積極的に来てもらう ためには託児所、これを例えば無料で裁判所のほうで提供するとか、そのようなこと をしないとやはり若い世代は出て来ないんじゃないかなと思いました。

あとは、私の場合5日間だったんですけど、幸い選任されたので結果的に5日間休みは取れたんですが、私の場合は選任される前の段階で会社のほうでこの5日間は仕事ができないということを前もって言って休暇をもらったんですが、仮にもし選任されなければ4日間休暇を無駄にしてしまうということが起きましたので、このあたりは職場の理解、裁判所の理解、意思疎通みたいなものがもっとうまくできたならよかったのかなと思いました。

○経験者6

会社の人は会社のフォローがあるんですけど、私は主婦で自分でしているから余り 長いのになると大変だったかなと思います。今回はたまたま3日間でしたので受ける ことができました。

○幹事社

もう1点なんですが、わかりやすかったということだったんですが、わかりやすく しようとすればするほどプロの判断に寄ってしまうというような懸念が率直に素人 としてあります。市民感覚を司法に反映するというのがもともとの制度の趣旨だった と思うんですけども、どれだけ自分たちの市民感覚というのが反映されたかというの はいかがですか。1番の方からお願いします。

○経験者1

その点はみんなで情報を出し合って、裁判官の方たちもみんなと同じ頭、何も知らないんだよという、今日初めて知ったんだよという同じ感覚で評議をしましたので、 導かれたという点はなかったと思います。

○経験者2

裁判員の方も補充裁判員の方も人数的にある程度いらっしゃったものですから、裁判官の数よりも多い数で、その中で全員で話し合うという雰囲気もつくってもらい、みんなそれぞれ意見も出し合えたものですから、そういう点では市民感覚みたいなものも反映されているのかなと、意見としてですね。ただ、量刑というところに関して言えば、皆さんやっぱりそれぞれ感覚的なものがちょっと違ったりとかあるものですから、ちょっとそこの部分のところが市民感覚というのはそれぞれなのかなという気がしました。ただ、今の制度から言ったら今までの事例とかを示していただかないとそういうところも反映されないというのも理解はできました。

○経験者3

9名の人が一堂に集まってカンファレンスをしまして, それぞれに自分の思っていることを話せる雰囲気でした。その結果出した量刑であり, 皆さんの思いが反映され

ているなというふうには感じました。国民の一人としてそう思いました。

○経験者4

やはり裁判のプロですから、プロのおっしゃることにそうかなというふうにある面では思ったので、それは私としてはよかったですけど、あと、私たちが参加することによって裁判官の方がわからない点をお伝えすることができたかなと思いました。最後の判決の中でも私たちの意見を取り入れてくださっていたので、その点で市民の意見を述べた意義があったとは思いました。

女性の立場とか経験とか、そういうものが男性陣で刑事的な経験はお持ちでしょう けど、そういう生活感とか感情移入とかそういうのは、もしかしたら私たちのほうが わかっていたかなというふうには感じました。

○経験者5

やはり素人ですので、量刑の重さを決めるというのは、非常にこれは難しいなと思いました。ただ、みんなの意見の総意として判決が出ていますので、これに関しては満足のいく結果が出ていると思いました。

○経験者6

私も一緒で、一人で決めるんじゃなくて皆さんの意見の中で決まったことだから、 特に誘導されたという気持ちはなく、よかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。ほかには何かありますか。

○幹事社

心理的な負担の話も出てきたんですけども, 守秘義務についての負担はいかが感じましたでしょうか。

○経験者1

評議室の中の話とか、誰が何を言ったとかいうのは当然言わないんですけども、世間のほうは事件のこととか言ってはいけないんじゃないかとかという感覚ですけど、 自分としてはそんなに重たくは感じませんでした。

○経験者2

守秘義務というのは大事だと思ってはいるんですけれども、職場や家族からは聞かれることがすごく多かったなという気がします。特に、裁判員に選ばれたということに関しては職場も家族も知っているものですから、そうすると新聞報道で最終的に判決が出ましたよという記事が出た後が結構いろいろみんなが聞いてきたりとか、この裁判じゃなかったのとかそこら辺を言われて、自分なりに経験した中身をどこまで言えばいいのかというところも含めて、ちょっと正直負担になっている部分が2週間程度ありました。

○経験者3

裁判長から、法廷で傍聴人の前で話されている内容は特に守秘義務はありませんと、話してもいいですよと。評議室でみんなが評議したのは守秘義務がありますからと説明していただきましたので、その辺は余り苦にはなりませんでした。

○経験者4

3番さんの方と同じ意見で、話せるところは話せるということで自分の思ったことを家族とかに話しましたけど、ただ、被害者の家が大体どこにあるとか、加害者がどのあたりに住んでいるということをつい友達に言ってしまいたくなりました。言ってはいませんが、これは言っていいのかな、どうかなということで、言ってはいけないことを、ついつい軽い気持ちで言ってしまうおそれがあるなというふうには感じました。

○経験者5

職場で私が裁判員をやっているということは人伝に広まっていまして、何人かの人にいまだによく聞かれるんですけど、聞かれるたびにこれは法廷の中の内容か、評議室の内容かということがもう一度自分の中で頭で整理して答えないと、場合によっては言ってはいけないことを言っているというケースも出てきてしまうので、そのあたりは非常にいまだに悩んでいることはあります。

○経験者6

会社とか、そういうのがなかったものですから、私が裁判員をしたこと自体知らない人がほとんどで、自分で言わない限りは皆さん誰も知りません。

○司会者

ありがとうございました。

時間の関係で、特に何か御質問があればあと1問ほどはいけるかなとは思いますが、どうですか。

○KTS鹿児島テレビ放送

4番の方にお聞きしたいんですけれども、写真を見て裁判が終わってから1か月ほどずっと頭から離れなくてちょっと精神的にきつかったということなんですけれども、具体的に裁判が終わった後にどのようなフォローがあればいいなというふうにお考えですか。

○経験者4

メンタルヘルスサポートのところにお電話するとかいっても、またいろんな話をしたりして、正直言って精神科とか余り信用していないので、自分自身で何とか切り抜けようとして、本当に思わないようにとか明るいことを考えたりとかそういうふうにして段々抜けることができたのでよかったかなと思います。

○KTS鹿児島テレビ放送

裁判所側からこういうことがあったらいいなということは特には思ってはいないということですか。

○経験者4

ほかの方はそういうのがあるので利用されてもいいのではと思いましたけど、自分自身は病院に行くことは余り好きじゃないので、そういうことをいろいろ相談することはしたくないという自分自身の考えですね。フォローがあれば、ほかの方は利用されたらいいかなと思います。

○司会者

よろしいですか。

それでは、時間もまいりましたので、これで意見交換会及び質疑応答を終えたいと 思います。本日はどうもお忙しいところをありがとうございました。